

愛知県豊川市農業委員会（地域まるっと中間管理方式）

【農業委員会の体制】（令和2年7月20日改選）

○ 農業委員19人、農地利用最適化推進委員15人

1 地区の特徴・状況、課題

○ 豊川市は農業が盛んな地域だが、担い手の高齢化や後継者不足により、優良農地を次世代へどう引き継ぐかが課題となっている。長沢地区は三方を山に囲まれた中間農業地域。農業従事者の多くが小規模な第二種兼業農家で高齢化が進んでいる。農地面積は約72haで、うち水田は約52ha。

2 活動の成果

○ 長沢地区で地権者を構成員とする「一般社団法人ファーム長沢の里」を設立。「地域まるっと中間管理方式」により、集落内の農地約38haを農地中間管理機構を通じて当法人が借り受け、農地の集積と有効活用につなげた。

3 地域まるっと中間管理方式

【概要】

- 地域の農地をすべて農地中間管理機構に貸し付け、そのすべての農地を地域で設立した一般社団法人が借り受ける。
- 一般社団法人が直接経営する農地以外の農地は、地域の担い手や当面、自作を希望する農家と特定農作業受委託契約を結び、従来通り耕作してもらい、耕作できなくなったときにその人の農地を法人が引き継ぐ。

【メリット】

- 耕作できる間は、地域の担い手や当面、自作を希望する農家が特定農作業受託により耕作を続ける。
- 農事組合法人と比較して設立が簡便である（公証人の定款認証だけで設立が可能）。
- 地域集積協力金が非課税となる（非営利型一般社団法人として設立）。
- 耕作できなくなったときは、一旦、法人に農地を戻し、法人による直接経営等により耕作を継続する。

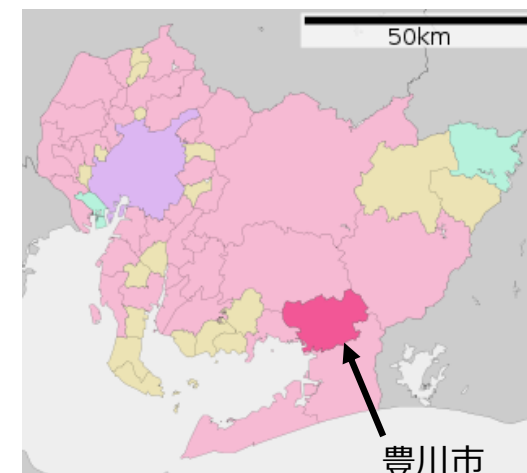
4 課題解決に向けた活動（農地利用の最適化の推進の取り組みと工夫）

【取り組みの流れ】

- ① 地域まるっと中間管理方式の導入の検討を開始。
- ② 主な自作農家（理事就任予定者）に事前説明を実施。
- ③ 対象農家への説明会（全対象農家161人中101人が出席）を実施。
- ④ 法人を設立。法人が管内約38haの農地（田：30ha、畑：8ha）について農地中間管理機構を通じて借り受け、農地を集積。
- ⑤ 所有者が不明となっている農地7,152㎡については公示制度を活用し知事の裁定を受けて機構に利用権が設定され、機構が法人に貸付。

【農業委員・推進委員が担った役割】

- ① 地域まるっと中間管理方式の導入にあたり、担い手と農地中間管理機構の間に立ち調整を行い、担い手からの同意を得る。
- ② 理事就任予定者に対し、制度の概要説明を行い、同意を得る。
- ③ 対象農家へ説明会の参加呼びかけを行った。また、説明会において制度の概要説明を行い、法人設立の賛同と法人への加入を促す。
- ④ 地権者受付会において、出席の呼びかけ、制度の概要、書類の記入支援を行った。



地域まるっと中間管理方式とは？

集落の全農地を農地中間管理機構に貸し出すこと。

●導入までの流れ●

① 農地の利用権が持てる一般社団法人を立ち上げる。



② 法人が集落の全農地を農地中間管理機構から借り受ける。



③ 当面自作を希望する農家と「特定農作業受委託契約」を締結する。

○ 地域の担い手も自作希望農家も法人の構成員になり、
地域みんなで農地を守る意識を持ち続ける。

●メリット●

耕作できる間は自作を続け、できなくなった場合、法人に農地を戻して、地域として耕作を継続する。